

表 一般国境委員会（GBC）における合意事項13項目

番号	合意内容
1	民間人、民間施設、軍事目標を含むすべての対象に対する攻撃を含め、あらゆる兵器による停戦を実施。いかなる状況下でも、相手側への無差別な攻撃を行わない。
2	停戦合意時（2025年7月28日24時現地時間）時点の部隊配置を維持し、相手側への移動や巡回を行わない。
3	カンボジア・タイ国境全域において、部隊の増派を行わない。増派は緊張を高め、長期的な解決努力に悪影響を及ぼす。
4	停戦合意時点以降、相手側の領空・領土・陣地への軍事活動を含む挑発行為を行わない。軍事施設や防衛設備の新設・強化も自国側に限定する。
5	いかなる状況下でも、民間人および民間施設に対する武力行使を行わない。これらの行為は国際法違反であり、違反国の国際的評価を損なう。
6	両国は、捕虜となった兵士の処遇に関して、生活環境、宿泊施設、食事、負傷時の医療など、国際人道法を遵守することで合意した。自国の負傷兵や、相手国の管理下でない民間人を治療のために受け入れる場合、受け入れ側は、医療施設の能力（設備、人員、医療倫理など）に基づき、個別に対応を判断することができる。捕虜となった兵士は、戦闘行為の完全な停止後、1949年ジュネーブ第三条約第118条および慣習国際人道法第128(A)条に基づき、速やかに釈放・送還される。両国は、死亡者の身元確認と衛生的かつ尊厳ある管理を徹底し、遺体の所在不明を防ぐため、合意された場所において国境を越えずに人道的原則と管轄権を尊重しながら、情報交換と円滑な送還を行うことで合意した。
7	意図的または偶発的な武力衝突が発生した場合、両国は既存の二国間メカニズムを通じて、地域レベルで速やかに協議を行い、国境全体への事態の拡大を防ぐ。長期化する衝突は、両国の民間人および兵士の安全を脅かし、緊張を高め、共同解決への努力を複雑化させる。
8	両国は、緊張緩和、世論の悪化防止、平和的対話の促進のため、虚偽情報やフェイクニュースの拡散を抑えることで合意した。
9	両国は、2025年7月28日の特別会合で達成された共通理解（停戦およびマレーシア主導によるASEAN監視団の設置）を誠実に履行することを再確認した。
10	両国は、停戦の実施を各国の地域国境委員会（RBC）に委任し、マレーシア主導のASEAN監視団の調整・監視の下で実施することで合意した。RBCは定期的に会合を開き、各国の指揮系統を通じてGBCに報告を行う。
11	両国は、2025年7月28日にプトラジャヤで合意されたマレーシア主導のASEAN監視団が正式に設置されるまでの間、ASEAN加盟国のカンボジアまたはタイ駐在国防駐在官からなる暫定監視チーム（IOT）を、マレーシア国防駐在官の主導のもと、両国それぞれに独立して設置することで合意した。IOTの構成は、開催国がマレーシアと協議の上で独自に招待する。IOTは国境を越えずに活動し、各国のRBCおよびGBCと緊密に連携・協議しながら停戦の履行を定期的に監視する。
12	両国は、以下の各レベルで定期的な連絡体制を維持することで合意した： a.両国の国境沿いの各軍管区・部隊間で定期的な連絡を維持し、すべての問題を平和的に解決し、衝突を回避する。 b.本特別GBC会合から2週間以内に地域国境委員会（RBC）会合を開催する。開催国は通常の持ち回り方式に従って決定される。 c.両国の国防大臣および国軍司令官レベルで、定期的かつ直接的な連絡体制を維持する。
13	両国は、2025年8月7日から1カ月以内に次回のGBC会合を開催することで合意した（開催地は協議の上決定）。それまでに必要が生じた場合は、今回と同様の形式で特別GBC会合を速やかに開催し、停戦について協議する。

（出所）タイ政府の発表を基にジェトロ作成

